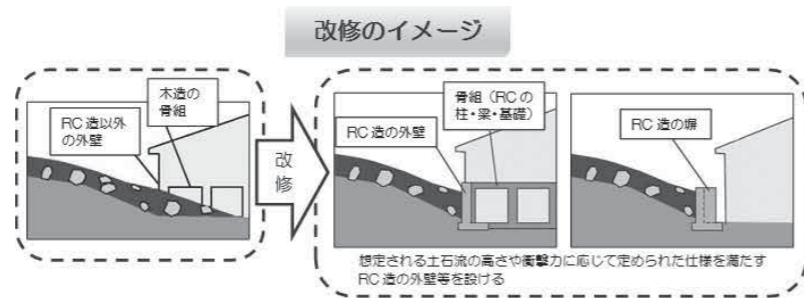




### 建築物土砂災害対策改修促進事業補助金について

土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用の一部を補助する制度です。



#### 【対象要件】

次のすべての要件を満たすもの

- 土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であること
- 居室を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと
- 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること

#### 【補助内容】

- 補助対象限度額（改修工事費の上限）**3,300千円**
- 補助対象工事費の**23%**（千円未満切捨て）
- 補助限度額**759千円**（3,300,000円×23%＝759,000円）

#### 【その他】

- 制度の利用にあたり、あらかじめ役場都市計画課と協議を行い、申請に係る必要事項などについて確認してください。
- 補助金の交付の決定前に、土砂災害対策改修工事の契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）**
- 「坂町建築物土砂災害対策改修促進事業補助金」については、坂町ホームページに掲載しています。  
トップ>町政情報>まちづくり>都市計画>坂町建築物土砂災害対策改修促進事業補助金

◎問合せ 役場都市計画課 ☎(820) 1513

### がけ地等危険住宅移転事業補助金について

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費または購入費（借入金利子相当額）を補助する制度です。

#### 【対象住宅】

- 町内の次の区域のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅(既存不適格住宅)
- 災害危険区域（広島県建築基準法施行条例第3条（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域））
- がけ条例適用区域（広島県建築基準法施行条例第4条の2）  
※住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。詳しくは役場都市計画課にご確認ください。
- 土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)  
※土砂災害特別警戒区域は、広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。  
「土砂災害ポータルひろしま」<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

#### 【補助内容】

区分	補助対象費用の内容	補助限度額（一戸当たり）
補助対象住宅の除却費等	危険住宅の除却等に要する費用	975千円
移転先住宅の建設費または購入費（借入金利子相当額）	移転先住宅の建設または購入をするための借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額	7,227千円 建物：4,570千円 土地：2,060千円 敷地造成：597千円

#### 【その他】

- 制度の利用にあたり、あらかじめ役場都市計画課と協議を行い、申請に係る必要事項などについて確認してください。
- 補助金の交付の決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設・購入の契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）**
- 「坂町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」については、坂町ホームページに掲載しています。  
トップ>町政情報>まちづくり>都市計画>坂町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

◎問合せ 役場都市計画課 ☎(820) 1513



### 坂町中小企業融資制度

広島安芸商工会坂支所会員の方の、経営に必要な資金を低利で融資する制度です。

- 取扱金融機関** もみじ銀行坂支店
  - 融資額** 運転資金500万円以内、設備資金1千万円以内とし一事業者につき1千万円以内とする。
  - 利率** 融資期間5年以内 年0.75%  
融資期間5年超 年1.05%
- ※保証協会の信用保証付き融資は0.3%引きです。  
※融資枠には限度があります。利用状況によりお断りすることもあります。

◎申込み・問合せ 広島安芸商工会坂支所 ☎(885) 1200



### 「平成30年7月豪雨」災害復旧の進捗状況について

(令和2年4月22日現在)

#### 住宅の応急修理申請等状況

地区	申請件数①	業者依頼件数②	完了件数③	業者依頼率②÷①	完了率③÷①
小屋浦	128件	128件	123件	100%	96.1%
坂	118件	118件	117件	100%	99.2%
横浜・水尻・亀石	5件	5件	5件	100%	100%
合計	251件	251件	245件	100%	97.6%

### マダニ等による感染症に注意しましょう！！

マダニやツツガムシの活動が活発になる春から秋にかけて、マダニ等が媒介する感染症が多く発生しています。農作業やレジャーなどで、草むらや藪に入る時には、**長袖・長ズボン**、靴下を着用し、虫除けスプレーなどの使用により、マダニ等に噛まれないよう注意しましょう。

詳しい情報は、広島県のホームページをご覧ください。



◎問合せ 役場保険健康課 ☎(820) 1504

### 町の花「あさがお」の種を無料配布します

あさがおの花は、「夏の日差しの中で、力強く伸び、育つ、つると共に、清楚にして優雅に咲き、坂町を象徴するにふさわしい」として、町の花に選定されています。この「あさがお」の種を、5月7日（木）から町内各施設にて無料配布します。ご希望の方はご自由にお持ち帰りください。

- ・役場1階 税務住民課
- ・役場2階 企画財政課
- ・町民センター
- ・坂公民館
- ・保健センター
- ・横浜ふれあいセンター
- ・小屋浦ふれあいセンター
- ・B & G海洋センター
- ・町立図書館
- ・Sunstar Hall

◎問合せ 役場企画財政課 ☎(820) 1507

### 木造住宅耐震診断補助制度について

地震時の住宅の倒壊等を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町民の皆さんが自ら行う、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する木造住宅耐震補助制度を本年も行います。

- ◆**申請期限** 令和2年11月30日（月）まで  
※申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前であっても募集を終了します。
- ◆**補助金額** 耐震診断に要する経費の3分の2以内の額（上限2万円）  
耐震診断前に、町への補助金交付申請が必要となります。
- ◆**補助対象建築物** 昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅で、現在居住されているもの。  
木造在来軸組構法に限ります。（ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外）
- ◆**補助対象者** 坂町に在住の補助対象建築物の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。  
（町税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び水洗便所設備資金貸付金の滞納がある方は対象外）
- ◆**補助金の交付対象となる耐震診断** 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断です。  
※補助金の交付対象となる耐震診断は、坂町に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限ります。

詳しい内容はお問い合わせいただくか、坂町ホームページをご覧ください。  
[http://www.town.saka.lg.jp/cyousei\\_info/town/keikaku/shindan.html](http://www.town.saka.lg.jp/cyousei_info/town/keikaku/shindan.html)

◎問合せ 役場都市計画課 ☎(820) 1513